

退職金専用定期貯金

～スペシャルステージ～

充実したセカンドライフを過ごすための大切な退職金は、
お得で安心な定期貯金での運用をお勧めします。

退職金を受け取られてから5年以内の方

店頭表示利率 + **0.2%**
上乗せ利率

さらに、当JAの年金受給者および年金予約された方は

店頭表示利率 + **0.35%**
最大 上乗せ利率

支店名	電話番号	支店名	電話番号	支店名	電話番号
日吉支店	0898-22-0029	清水支店	0898-22-0038	宮窪支店	0897-86-2004
近見支店	0898-32-0147	喜田村支店	0898-48-1327	伯方支店	0987-72-0020
日高支店	0898-22-0051	玉川支店	0898-55-2250	北浦支店	0897-73-0030
波止浜支店	0898-41-9041	樋口支店	0898-41-9029	上浦支店	0897-87-2012
乃万支店	0898-32-0007	波方支店	0898-41-9019	大三島支店	0897-82-0345
馬越支店	0898-32-1230	小部支店	0898-52-2111	岡山支店	0897-83-0033
上朝倉支店	0898-56-2005	大西支店	0898-53-2004	弓削支店	0897-77-3131
下朝倉支店	0898-56-2400	菊間支店	0898-54-2014	岩城支店	0897-75-2002
桜井支店	0898-48-0111	亀岡支店	0898-54-2202	関前支店	0897-88-2311
富田支店	0898-48-7044	大島支店	0897-84-2011	本店営業部	0898-34-1813
				ローンセンター	0898-33-7270

商品概要説明書

平成29年6月1日現在

項目	内容
1. 商品名	・退職金専用定期貯金(愛称:「スペシャルステージ」)
2. 販売対象	・個人のみ(退職金を受け取られたご本人)
3. 預入原資	・5年以内に受け取られた退職金とします。 ※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金振込通帳等で確認させていただきます。
4. 預入期間	・1年(単利)、3年(複利)、5年(複利)
5. 預入形態	・通帳式、証書式どちらでも取り扱いいたします。
6. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一度にまとめたの預け入れとなります。 ・10万円以上 退職金受取額を上限といたします。 ・1円単位となります。
7. 利息 (1)適用利率 (2)満期後の取扱い (3)計算方法 (4)税金	・スーパー定期の店頭表示利率に年0.2%(税引後0.159%※)上乘せさせていただきます。さらに、当JAで公的年金の受取りをされている方および公的年金予約されている方は、スーパー定期の店頭表示利率に年0.35%(税引後0.278%※)上乘せさせていただきます。 ・初回満期後は、スーパー定期貯金への自動継続いたします。 ・満期日におけるスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
9. 付加できる特約条項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・本商品の中途解約は原則として不可といたします。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店または当組合本店業務部信用業務課(電話:089-8-34-1817)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記当組合担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
13. その他	・本商品は金利情勢等により内容を見直す場合がございます。



<http://www.ja-ochiima.or.jp>